

小規模農林水産業の労災保険 31 年度に強制適用 厚労省

厚生労働省は、小規模な農林水産業者に 2031 年度から労災保険を強制適用する方針を示しました。現在は任意加入ですが、農業などの第 1 次産業での労災が深刻化していることを踏まえて労働者の保護を強化します。7 月に成立した改正労災保険法に強制適用が盛り込まれていましたが、具体的な施行期日が決まっていなかった。労災保険は原則、労働者を雇用すれば強制適用されます。ただ従来は、労働者が 5 人未満の農業など小規模な農林水産業は実態把握が困難といった理由から「暫定任意適用事業」として任意での加入が認められていました。

長時間労働の疑い、78.5%の事業場で法令違反を確認

厚生労働省が公表した令和 7 年度の「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果」によりますと、調査対象となった 29,150 事業場のうち、78.5%にあたる 22,882 事業場で労働基準関係法令違反が確認されました。主な違反内容は「違法な時間外労働」が 11,228 事業場（38.5%）と最も多く、次いで「健康障害防止措置の未実施」が 5,919 事業場（20.3%）、「賃金不払残業（サービス残業）」が 1,901 事業場（6.5%）となっています。さらに、違法な時間外労働があった事業場のうち、過労死ラインとされる「月 80 時間」を超えた最長時間を確認したのは 4,991 事業場（44.5%）、月 100 時間超は 2,842 事業場（25.3%）でした。今回の指導結果を受け、同省は引き続き関係法令の遵守徹底や、客観的な方法による労働時間の把握について適切な指導を行う方針です。

「国保逃れ」ビジネス 38 社 1 万 1 千人が利用 厚労省調査

厚生労働省は、国民健康保険料の納付義務がある人を負担額の小さい社会保険に加入させる「国保逃れ」をビジネスとして手がけていた事業者が、全国で 38 社確認されたとの調査結果を発表しました。利用者は計 1 万 1610 人に上ったということです。個人事業主やフリーランスらから会費を受け取って法人の役員に形式的に就任させ、労使折半の社会保険に加入させていました。個人事業主らは本来、国民健康保険と国民年金の保険料を支払う必要があります。国保逃れの利用者に対しては、過去にさかのぼって保険料支払いを求める可能性があるということです。他に 7 社が同様のビジネスを行っている疑いがあり、厚労省が調査を進めています。

外国人を雇用する事業場の約 7 割で法令違反 厚労省調査

厚生労働省は、2025 年に労働基準監督署などが行った、技能実習生または特定技能外国人を雇用する事業場への立入調査の結果を公表しました。技能実習生を雇用する事業場では、調査した 1 万 3,148 か所のうち 9,619 か所（73.2%）で労働関係法令違反が見つかりました。特定技能外国人を雇用する事業場では、8,082 か所のうち 6,179 か所（76.5%）で違反が確認されています。多かった違反は、機械の安全対策、健康診断の結果を受けた医師等からの意見聴取、残業などに対する割増賃金の支払いでした。重大・悪質な違反として、技能実習生関係で 26 件、特定技能外国人関係で 9 件が検察庁に送検されています。

◆ ご存知ですか？ ◆

【 スポットワーク 】

スポットワークとは、あらかじめ勤務する日時や時間を決め、短時間・単発で働く就業形態をいいます。人手不足への対応や、必要な時間だけ人材を確保できる手軽さから、飲食・小売・物流などを中心に利用が広がっています。一方で、スポットワークであっても、労働者として雇用する場合には労働基準法などの労働関係法令が適用されます。労働条件の明示、適切な労働時間管理、賃金の支払い、労災事故への対応など、通常の雇用と同様に適切な労務管理が必要です。特に、アプリ等を通じて募集・採用する場合でも、誰が雇用主となるのか、いつ労働契約が成立するのかを明確にしておくことが重要です。



- 羊蹄山 -

事 務 所 よ り

十勝では朝晩の冷え込みが感じられるようになり、少しずつ秋が深まってきました。日中はまだ暖かさを感じる日もありますが、木々の葉も色づき始め、季節が秋から冬へと向かっていることを実感する時季ですね。十勝の秋は、夏の終わりから冬の訪れまでが短く感じられますが、その分、空気が澄み、紅葉や秋晴れの景色を楽しめる貴重な季節でもあります。収穫の時期を迎え、各地で秋の味覚を楽しむ機会も増えてきました。冬支度を意識する時期でもあります。雪が本格的に降り始めるまでのこの過ごしやすい季節を、ゆっくり楽しみたいものですね。

厚生労働省が行った「令和7年労働安全衛生調査」によりますと、過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者の割合は0.6%、退職した労働者の割合は0.2%となりました。一方で、こうした休業者または退職者がいた事業所は13.5%に上っており、メンタルヘルス不調は決して一部の企業だけの問題ではないことがうかがえます。メンタルヘルス不調は、本人から相談を受けて初めて気付くとは限らず、遅刻や欠勤が増える、仕事上のミスが目立つ、以前と比べて口数が少なくなるなど、日頃の勤務状況の変化から兆候を把握できる場合もあります。会社としても、こうした変化を見逃さず、早めに声を掛け、必要に応じて医療機関への受診や休業などにつなげることが重要です。また、実際に休業となった場合には、休職期間や復職の判断、復職後の勤務上の配慮など、慎重な対応が求められます。十勝においても人手不足の状況が続く中、貴重な人材に長く活躍してもらうためにも日頃から相談しやすい職場環境を整えておくことが大切となります。

ホームページ内の情報提供について

弊社ホームページ内の「人事労務ライブラリ」では、法改正のポイントや各種制度の手引き、助成金情報、人事労務に関する統計調査などを掲載しております。実務に役立つ情報を中心に、内容は随時更新しておりますので、お時間のある際にぜひご覧ください。また、顧問先様専用ページとして「労務管理ワンポイント」「就業規則の規定例」もご用意しております。日々の労務管理や社内規程の見直しの際に、ご参考にしていただければ幸いです。なお、顧問先様向けメールマガジンにて最新情報及び顧問先様専用ページのご案内をしております。メールマガジン未登録の場合は、お気軽に弊社までご連絡ください。



先月号でもお伝えしましたが、10月1日より北海道の最低賃金が1131円になります。大幅な増加改定となり、時給者だけではなく月給、日給者の方についても所定労働時間で時給額を算出し、最低賃金を割っていないかの確認が必要となりますので、ご注意ください。所定労働時間の計算方法についてもご不明点等ありましたら、お気軽にご相談ください。

